

**法第2条第4項第1号の政令で定める権利の具体例**

別表第1

番 号	政令で定める権利	具 体 例
1	保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利	リゾート会員権、ゴルフ会員権、スポーツ会員権
2	映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、又は観覧する権利	映画チケット、演劇チケット、音楽会チケット、スポーツ観覧チケット、写真展チケット、美術展チケット
3	語学の教授を受ける権利	英会話サロン利用権